



弁護団だより

みんなして

No.35 発行 2014年12月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
1 1月12日 関電、高浜原発1・2号機「特別点検」実施へ。40年延長視野に	1 1月22日 相双支部陳述書記入会（南相馬市）
1 1月27日 大津地裁、大飯原発3・4号、高浜原発3・4号の再稼働差止の仮処分申立につき却下決定	1 1月23日 原子力損害賠償研究会（東京）
1 1月29日 福島民報、県内59市町村長の27人が事故対応「国は責任果たさず」と回答	1 1月29日 沖縄支部記入会（今帰仁村）
1 2月01日 関電、高浜原発の補正申請書を規制委員会に再提出	1 1月30日 沖縄支部記入会（那覇）
	1 2月04日 弁護団会議（東京）
	1 2月04日 県中支部記入会（郡山）
	1 2月10日 原告団・弁護団合同会議（福島）

専門家証人が採用される！ いよいよ立証段階へ！ ～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第9回期日の報告～

1. 雨にも寒さにも負けず

11月18日、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第9回期日が、福島地方裁判所において開かれました。この日の期日では、国と東電、そして原告側がそれぞれ書面を提出し、原告団県中支部に属し、家族の避難によって二重生活を経験した原告の方が、家族が離ればなれになった苦痛な体験を涙ながらに意見陳述しました。

国の書面は、100頁を超える大部のものですが、今回の津波を予見できなかったとし、原子力委員会が定める指針や省令は、津波を含めた外部事象について原子炉施設の安全性を損なうことのないよう配慮されているから不合理ではなく、原告の求める結果を回避するための措置をとることについても、是正するための規制権限を有していなかった、シビアアクシデント対策をとることも、平成24年の改正前には法規制の対象ではなかったと主張するものとなっています（準備書面9）。

東電の書面は、中間指針などで定められている内容と範囲で賠償としては十分であり、それ以外のものについては因果関係がないとし、原告側が主張する人格権（平穏生活権）



侵害についても、漠然とした不安感では足りず、科学的な知見に基づく客観的な観点から具体的な法益侵害を生じさせていなければならないと主張するものです（準備書面12）。

原告側の書面は、津波の予見可能性に関して法的主張を整理したもの（準備書面25）、津波の予見可能性を根拠づける事実に関する主張を整理したもの（準備書面26）、福島県沖の「想定しうる最大規模の地震津波」が想定から排除された経過についてまとめたもの（準備書面27）、シビアアクシデント対策に関して国の講じた措置の実効性についてまとめたもの（準備書面28）、いわゆる“吉田調書”の内容と非常用電源設備の「独立性」に関して主張するものです（準備書面29）。

期日当日は、朝まで小雨が降り、冷え込みの厳しい一日となりましたが、あぶくま法律事務所前には約200名の原告団が集まりました。また、映画『あいときぼうのまち』の脚本を担当した井上淳一さん、ラジオ福島アナウンサーの大和田新さん、元NHKキャスターの堀潤さんが前回に引き続き駆けつけたほか、中京大学の成先生、原発事故被害救済千葉県弁護団からも参加していただきました。多彩なゲストによるリレースピーチも行われ、寒さを吹き飛ばす裁判所前集会となりました。



2. 四度目の正直

この日のハイライトは、なんといっても専門家証人の採用が決まったことです。

本年5月の第6回期日以降、原告側は、立証計画を期日ごとに提出し、専門家証人、検証及び本人尋問による立証とその内容・スケジュールなどの方針を明らかにしてきました。期日を重ねるごとに、その内容はさらに具体的なものとなり、尋問予定者の確定や検証の実施コースなども詳細なものとなりました。

もちろん、立証計画だけではなく、責任論についても、前回期日で審理対象となった“吉田調書”が言及する1991年の非常用発電機の水没事故の教訓に関する書面も提出し、主張を尽くしてきました。裁判所も、「責任論について、事実の主張はこれまででほぼ出尽くしたと理解している」と発言し、主要な争点の整理と噛み合わせはなされているとの認識を示しました。また、被害論についても、原告側は被害総論だけで7つの書面をすでに提出し、東電も「20ミリシーベルト以下は何らの権利侵害にもあたらない」、「中間指針は相当で合理的な内容を定めたもの」などといった主張をこれまでに明らかにし、この点についても争点は具体的になっている状況でした。

そうした立証段階に到達していることをふまえ、裁判所は、次回期日から専門家証人の尋問に入ることを決断しました。

「専門家を証人採用」、「専門家三人証人尋問へ」、「次回に証人尋問」——11月19日付の各紙は、このような見出しで専門家証人の採用を伝えるとともに、「専門家の証人尋問は原発事故による被害救済を求める裁判では初めて」、「原発事故をめぐる国や東電に損害賠償を求めた訴訟で証人採用は全国初」とその意義を伝えました。

次回期日には、原子炉技術・規制関係、放射性物質による汚染状況、放射線被ばくによる不安感・恐怖感などに関して、3名の専門家証人の主尋問が実施されます。

3. 新たなステージに入った生業訴訟

安倍首相が解散を表明したまさにその日に、私たちの訴訟は主張段階から立証段階へと大きな一歩を踏み出すこととなりました。

専門家証人の尋問の後には、検証、そしていよいよ原告本人尋問といった流れとなります。また、上京しての要請や全国の原発立地自治体への再稼働反対のためのキャラバン



など、福島からの情報発信もますます重要になってきており、法廷外の取り組みという点でも、さらに大きな動きを作っていくことが求められています。

福島で30年以上にわたってラジオのアナウンサーを務めてきた大和田新さんが、「誰も責任をとらない。誰も謝らないというこの原発事故の不条理に風穴を開けるのが、この生業訴訟だと思っています」と力強くエールを送っていましたが、その風穴を開けるためにも、来年はいよいよ正念場を迎えることになります。みなさん、引き続き頑張りましょう！！

次回期日は、2015年1月20日となります。福島地方裁判所にお集まりください！！（弁護士 馬奈木巖太郎）



意見陳述書を述べた感想について

原告 吉田 洋一（県中支部）



私が意見陳述をするとは、人生の中で考えてもおりませんでした。

今回の陳述書・意見陳述書作成に当たり、自分の過去から今まで平凡に暮らしていた地域が、企業と国によって、如何に見えぬ恐怖や不安にさらされ、家族がそれぞれに受ける心の違いや対立に迫いやられることにより、生活と心をバラバラにされたのかと感じました。この3年と半年以上の短くもあ

れば長い日々の中で、微妙に揺れ動いていた自分の心と家族一人一人の考えを、陳述書等を書きながら考えました。取り戻すことのできない家族との時間や、事故が未然にふせげられていたとしたらと、日々の思いと暮らしを考えることができました。

自分の家族の置かれた状況について、戻ってきてほしい心とそのまま避難して欲しいという葛藤があり、そのことを意見陳述として多くの人々に話すことにより、心が楽になったのではないかなと思います。他の人たちも置かれた状況は違うけれども思いは一緒だと思いました。

※題字「みんなして」は、原告・筑井誠さん（会津支部）の筆によるものです。

2015年1月20日 第10回口頭弁論期日のお知らせ

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第10回口頭弁論期日が2015年1月20日に開かれます。

★開始時間が変わります！

第10回期日から、いよいよ証人尋問が行われます。十分な時間を確保するため開廷時間がこれまでより長くなります。日程は次のとおりです。

- 10時00分 進行協議（弁護団のみ）
- 11時00分 成証人
- 12時30分 あぶくま事務所 集合**
- 13時00分 裁判所行進
- 13時30分 舘野証人
- 15時20分 沢野証人
- 16時05分 弁論



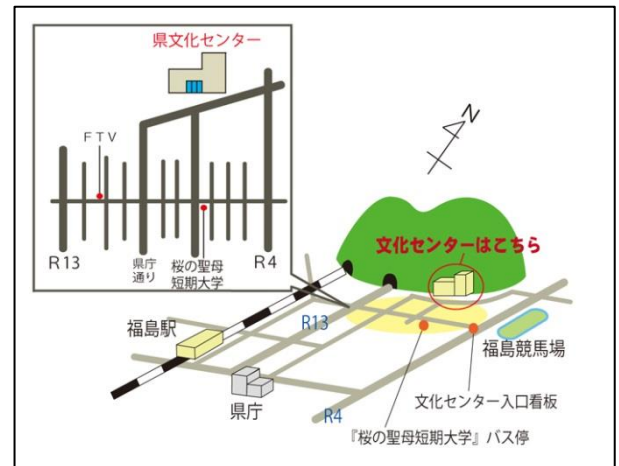
★同時並行で映画上映会を行います！

傍聴席に入れない方は、これまでの模擬法廷に代わり、井上淳一さんが脚本を担当された映画を上映します。

- 13時45分 映画『あいときぼうのまち』
（井上淳一脚本）上映開始
- 15時45分 ミニトーク
（井上淳一さん+α）
- 17時00分 報告集会

※会場は、福島県文化センターです。前号の「みんなして」での音楽堂とのご案内は訂正します。お間違えのないようご注意ください。

会場地図



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▣ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）